

志學館大学客員教員規程

(趣旨)

第1条 この規定は、志學館大学（以下「本学」という。）の客員教授、客員准教授、客員講師及び客員助教（以下「客員教員」という。）に関し必要な事項を定める。

(称号付与の要件)

第2条 客員教員の称号を付与できる者は、本学の教授、准教授、講師、助教、助手及び特任教員以外の者のうち、次に掲げる各号の一を満たす者とする。

- (1) 本学において継続して1月以上、専攻分野について授業又は研究に従事する者
- (2) 前号にかかわらず、客員教員の称号を付与することがふさわしいと認められた者

(選考方法)

第3条 客員教員の選考は、当該客員教員が授業又は研究に従事する学部の教授会の議を経て、学長が行う。

(選考基準)

第4条 客員教授の選考の基準は、志學館大学教員選考規程（以下「選考規程」という。）第3条及び志學館大学教員資格審査細則（以下「資格審査細則」という。）第2条第1項の規定を準用する。

- 2 客員准教授の選考の基準は、選考規程第4条及び資格審査細則第2条第2項の規定を準用する。
- 3 客員講師の選考の基準は、選考規程第5条及び資格審査細則第2条第3項の規定を準用する。
- 4 客員助教の選考の基準は、選考規程第6条及び資格審査細則第2条第4項の規定を準用する。
- 5 前4項にかかわらず、他の大学（海外の大学を含む）に所属する教員である場合、所属する大学における職位に基づいた称号を付与することができる。

(辞令書)

第5条 客員教授の辞令書は、別記様式によるものとする。

- 2 客員准教授、客員講師及び客員助教のいずれかの称号を付与する場合には、別記様式にその旨を反映させて準用する。

附 則

この規程は、平成30年12月12日から施行する。

別記様式（第5条関係）

氏 名

志學館大学客員教授の称号を付与する

期間は令和 年 月 日までとする

令和 年 月 日

志學館大学長

氏 名

印